



平成21年5月11日

各 位

会 社 名 日 本 精 線 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 近 藤 龍 夫
(コード番号 5659 東証・大証第1部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 児 玉 勝
T E L (0 6) 6 2 2 2 - 5 4 3 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の当社第79期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式が、株式振替制度に一斉に移行(いわゆる株券の電子化)されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

(1) 決済合理化法附則第6条第1項により、同日の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する定め及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第7条、第9条、第12条)

ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失に係る事務を取り扱いますので、経過措置としてその旨附則を設けるものであります。

(2) 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第10条、第12条)

(3) 株券電子化制度移行により、事実上無意味となりました「株主等の住所及び氏名並びに印鑑の届出」に関する規定を削除するものであります。(現行定款第13条)

(4) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日(予定)

以 上

(別紙)

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 7 条 <u>(株券の発行) 当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削 除)
第 8 条 (条文省略)	第 7 条 (現行どおり)
第 9 条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は 1,000 株とする。 <u>当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u> <u>ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u>	第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は 1,000 株とする。
第 10 条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	第 9 条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
第 11 条 (条文省略)	第 10 条 (現行どおり)
第 12 条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u> 、 <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>	第 11 条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。
第 13 条 <u>(株主等の住所および氏名の届出) 株主、質権者またはその代理人は、住所および氏名ならびに印鑑を当社所定の株主名簿管理人に届出なければならない。</u>	(削 除)
第 14 条~第 46 条 (条文省略)	第 12 条~第 44 条 (現行どおり)
(新 設)	附 則
(新 設)	第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>
(新 設)	第 2 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削るものとする。</u>

以上